

全国初、完全無担保無保証人創業者支援保証「あゆみ」

島根県信用保証協会発表資料より

[創設の背景]

・現在、島根県は人口減少、高齢化の進展等の構造的問題を抱え、市場の縮小を余儀なくされています。そうした中、廃業率が開業率を上回り、中小企業者数は減少の一途を辿っており、結果として雇用の場も喪失されるなど厳しい環境が続いている状況です。

・創業したいという“夢”（創業計画）を有するものの、事業を失敗した時の保証債務負担リスクを考えると勇気をもって一步を踏み出せない創業計画者も存在しています。本制度は、法人の場合、代表者の保証人参加を不要としており、創業リスクを払拭し、経営者への道を拓くことで新規創業の促進と雇用機会の拡大を図るものです。

[制度の特徴]

1. 全国初の無担保・無保証人での創業者支援保証制度

法人においては代表者の保証人参加も不要としており、創業リスク(保証人としての負担)が大幅に軽減されることから、創業者として思い切って歩み出せます。

2. 創業計画段階から創業後のフォローまで経営支援を充実

信用保証協会独自の無料専門家派遣事業を活用し、法人設立のアドバイスや経営指導など、事業の立ち上げから、その後のフォロー(定期的な訪問による経営支援)までしっかりと行います。

3. 創業資金の調達コスト(貸付金利、信用保証料)軽減を実現

信用保証協会が、金融機関に対し融資額相当を100%預託することにより、貸付金利は通常よりも大幅に低率(年1.4%以下)となり、また信用保証料についても、基準料率より0.2%を引き下げて対応します。

[制度の概要]

保証対象：事業を開始して1年未満の方

融資金額：最大500万円

資金用途：事業資金

融資期間：7年以内

貸付金利：年1.4%以下(固定金利)

保証料率：年0.95%

担保：不要

保証人：不要(法人代表者も不要)

取扱期間：平成25年11月1日～平成27年3月31日

※ 本制度については、特別に法人代表者の保証人参加を不要とする対応を行う為、融資対応におけるリスク対策として、第三者による「創業支援審査会」を設け、適正な審査並びに経営支援に努めます。